

新たな杉並区総合計画等計画案の修正について

1 各計画案の修正状況

計画案名称	区民等意見による修正	その他の修正	計
杉並区総合計画	15項目	21項目	36項目
杉並区実行計画（第1次）	2項目	26項目	28項目
杉並区区政経営改革推進計画（第1次）	1項目	5項目	6項目
杉並区協働推進計画（第1次）	0項目	6項目	6項目
杉並区デジタル化推進計画（第1次）	0項目	7項目	7項目
杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン	14項目	58項目	72項目
計	32項目	123項目	155項目

2 各計画案の修正一覧

次ページ以降のとおり

（区民等意見による修正は、網掛けで記載。「頁」欄の数は、修正後の資料の該当ページ）

(1) 杉並区総合計画

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	1	計画の目的	●概要 ～略～。 区は、新たな基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度（2022年度）を始期とする新たな総合計画等を策定し、時代の変化に対応した区政を推進していきます。	～略～。 区は、新たな基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度（2022年度）を始期とする新たな総合計画等を策定し、 <u>時代や環境</u> の変化に対応した区政を推進していきます。	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、適切な記 述に修正
2	2	計画の構成	●（1）杉並区総合計画 ～略～ ○ 8つの分野ごとの将来像を具体化するための29の施策を定めています。	～略～ ○ 8つの分野ごとの将来像に <u>向けた取組</u> を具体化するための29の施策を定めています。	脱字による修正
3	2	計画の構成	●（2）杉並区実行計画 ～略～ ○ 計画事業については、各年度の事業量と実施時期を明らかにします。	～略～ ○ 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、 <u>所要経費</u> を明らかにします。	実行計画の各事業 に経費欄を記載し たことに伴う修正
4	4	計画期間	●（1）杉並区総合計画 ～略～ ・また、3か年ごとに計画の改定を行います。	～略～ ・また、3か年ごとに計画の改定を行います <u>が、必要に応じて毎年度修正</u> を行います。	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、適切な記 述に修正
5	5	人口の見通し	●（1）推計方法等の概要 出生率 令和元年（2019年）の杉並区の合計特殊出生率（1.00） ～略～ ※合計特殊出生率の最新の実績（令和2年（2020年）実績）等に基づき、今後、推計を再度行う予定であり、本推計は暫定版の数値です。 ●（2）推計結果の概要 ①人口ピーク 総人口 588,582人(R15(2033)) 年少人口（0-14歳） 61,704人(R 7(2025)) ②人口の推移	出生率 令和 <u>2</u> 年（2020年）の杉並区の合計特殊出生率（ <u>0.99</u> ） ～略～ <u>(削除)</u> ①人口ピーク 総人口 <u>588,586</u> 人(R15(2033)) 年少人口（0-14歳） <u>61,717</u> 人(R 7(2025)) ②人口の推移 <u>グラフの差替え</u>	合計特殊出生率の最新の実績に基づく再推計を行ったことに伴う修正
6	9	分野別 施策・事業体系（施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成）	●計画事業 ～略～ —	～略～ 環境学習の充実(再掲事業)	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、わかりや すい表現となるよ う修正
7	13	分野別 施策・事業体系（協働推進計画）	●取組名 農福連携農園の運営	農福連携農園（愛称： <u>すぎのこ農園</u> ）の運営	わかりやすい表現 となるよう修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
8	13	分野別 施策・事業体系（協働推進計画）	●取組名 区立学校と区内都立学校との連携協力による教育活動の推進	区立学校と区内都立学校との連携 <u>協働</u> による教育活動の推進	誤字による修正
9	14	分野別 施策・事業体系（デジタル化推進計画）	●取組名 地域活動団体のデジタル技術活用に向けた支援	地域活動団体の <u>I C T</u> 活用に向けた支援	他の計画との整合を図るため修正
10	15	分野別 施策・事業体系（区民と共に実現する基本構想）	●取組名 総合計画等の進捗状況の公表	総合計画等の進捗状況・ <u>達成度</u> の公表	脱字による修正
11	16	施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり	●施策の現状と課題 ～略～ — ●計画最終年度の目標 ～略～ —	～略～ ○あらゆる災害を想定し事前に備えることで、災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが強く求められています。 ～略～ ○災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが進んでいます。	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、施策の現状と課題及び計画最終年度の目標を追記
12	16	施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり	●目標に向けた施策指標（成果指標）の設定 ～略～ —	～略～ ○指標名 狭あい道路の幅幅整備率 ○指標の説明 「 <u>幅幅整備を要する総延長(614km)</u> 」に対する「 <u>幅幅整備総延長</u> 」が占める割合	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、施策指標（成果指標）を追加
13	17	施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり	●施策指標（成果指標）の現状と目標値 ～略～ —	～略～ ○指標名 狭あい道路の幅幅整備率 ○現状値 39.5% (2年度) ○6年度 (2024) 46.0% ○9年度 (2027) 50.9% ○12年度 (2030) 55.8%	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、施策指標（成果指標）を追加
14	18	施策2 地域の防災対応力の強化	●計画最終年度の目標 ○I C Tの活用等により、震災救援所の機能が充実し、避難生活の質の向上が進むとともに、在宅避難者につながる環境が整備されています。	○発災時の電源の確保、 <u>I C T</u> の活用等により、震災救援所の機能が充実し、避難生活の質の向上が進むとともに、在宅避難者につながる環境が整備されています。	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
15	19	施策2 地域の防災 対応力の強化	●施策指標（成果指標）の現状 と目標値（防災訓練に参加した 区民数の現状値） ※新型コロナウイルス感染症の 影響により、例年に比べ数値が 減少しています。	※新型コロナウイルス感染症の 影響により、例年に比べ数値が 減少しています（参考：平成30 年度（2018年度）実績 39,462 人）。	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、新型コロナ ウイルス感染拡 大前の実績を追記
16	23	施策4 地域の魅力 あふれる多心型ま ちづくり	●施策指標（成果指標）の現状 と目標値 ○現状値 普段利用する駅周辺の満足度 72.6（2年度）	○現状値 普段利用する駅周辺の満足度 <u>72.5</u> （2年度）	実績数値の確定に よる修正
17	24	施策5 人々の暮ら しを支える都市基 盤の整備	●施策の現状と課題 ○鉄道の連続立体交差化を東京 都や関係区市等と協力して推進 するとともに、駅前広場や周辺 道路を整備することにより、踏 切による渋滞や事故、地域の分 断を解消することが求められて います。 ●計画最終年度の目標 ○踏切による渋滞・事故や地域 の分断の解消に向けて、鉄道の 連続立体交差化や駅周辺道路・ 広場の整備が行われることによ り、円滑な交通ネットワークの 形成が進んでいます。	○踏切による交通渋滞や事故、 <u>地域分断の解消を図るととも に、円滑な交通ネットワークを 形成することが求められていま す。</u> ○鉄道の連続立体交差化や各地 域の実情や特性を踏まえた駅周 辺道路・広場の整備が行われる ことにより、踏切による交通渋 滞・事故や地域分断の解消、及 び円滑な交通ネットワークの形 成が進んでいます。	適切な記述に修正
18	31	施策8 にぎわいと 活力を生み出す地 域産業の振興	●施策指標（成果指標）の現状 と目標値（就労支援センターの 利用により、就職が決定した人 数） ※新型コロナウイルス感染症の 影響により、例年に比べ数値が 減少しています。	※新型コロナウイルス感染症の 影響により、例年に比べ数値が 減少しています（参考：平成30 年度（2018年度）実績 719 人）。	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、新型コロナ ウイルス感染拡 大前の実績を追記
19	36	施策11 グリーンイ ンフラを活用した 都市環境の形成	●施策の現状と課題 近年、区の緑被率 ^{※2} は減少して おり、区民共通の財産である豊 かな自然環境を将来世代に引き 継いでいくために、区民・事業 者等と協力して、みどりを守り 、創り、育てていく必要があり ます。	近年、区の緑被率 ^{※2} は減少して おり、都市農地をはじめとし た、区民共通の財産である豊か な自然環境を将来世代に引き継 いでいくために、区民・事業者 等と協力して、みどりを守り、 創り、育てていく必要がありま す。	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、わかりや すい表現となるよ う修正
20	37	施策11 グリーンイ ンフラを活用した 都市環境の形成	●施策目標実現のための取組 （施策を構成する計画事業） ～略～ —	～略～ <u>10 環境学習の充実(再掲事業)</u>	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、計画事業 を追加

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
21	37	施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成	<p>●目標に向けた施策指標（成果指標）の設定 （「区民一人当たりの公園面積」の指標の説明） 年度当初の区内公園面積/人口</p> <p>●注釈 —</p>	<p>年度当初の区内公園面積^{※3}/人口</p> <p>※3 区内公園面積：区内の都立公園、区立公園・児童遊園の面積</p>	わかりやすい表現となるよう修正
22	42	施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり	<p>●施策の現状と課題 ～略～ ○重度化・高齢化した障害者が、介護者が不在となった緊急時でも地域で安心して暮らし続けられるような体制を、地域の関係者の連携で、さらに整えていく必要があります。</p>	<p>～略～ ○介護者が不在となった緊急時でも、<u>障害者が地域で安心して暮らし続けられるような体制を、地域の関係者の連携で、さらに整えていく必要があります。</u></p>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
23	47	施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援	<p>●施策指標（成果指標）の現状と目標値（移動支援事業利用率） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています。</p>	<p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています（参考：平成30年度（2018年度）実績76.8%）。</p>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大前の実績を追記
24	48	施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実	<p>●施策の現状と課題 ～略～ ○～略～。より迅速かつ的確に対応するため、児童虐待対策の未然防止に向けた取組はもちろんのこと、重篤化を防ぐ取組や、高度な専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。</p>	<p>～略～ ○～略～。より迅速かつ的確に対応するため、<u>児童虐待の未然防止に向けた取組はもちろんのこと、重篤化を防ぐ取組や、高度な専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。</u></p>	適切な記述に修正
25	53	施策19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	<p>●施策指標（成果指標）の現状と目標値（パパママ学級受講率） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています。</p>	<p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています（参考：平成30年度（2018年度）実績52.3%）。</p>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大前の実績を追記
26	62	施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実	<p>●目標に向けた施策指標（成果指標）の設定 ～略～ 図書館の区民1人当たりの貸出冊数</p>	<p>～略～ 図書館の区民<u>一人</u>当たりの貸出冊数</p>	他の指標との整合を図るため修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
27	69	施策27 多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進	<p>●施策指標（成果指標）の現状と目標値（国際・国内交流事業参加者数）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています。</p>	<p>※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています（参考：平成30年度（2018年度）実績 3,525人）。</p>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大前の実績を追記
28	72	施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり	<p>●分野別ごとの将来像</p> <p>文化・スポーツ生涯を通じ、文化を育み、スポーツに親しむことのできるまち</p>	<p>文化・スポーツ文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち</p>	適切な記述に修正
29	78	区政経営改革推進基本方針	<p>●財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方</p> <p>様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置や新型コロナウイルス感染症等の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。このため、以下のとおり基本的な考え方を示し、健全な財政運営に努めていきます。</p>	<p>様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置に加え、<u>先行き不透明な社会経済状況の中で</u>、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。このため、以下のとおり基本的な考え方を示し、健全な財政運営に努めていきます。</p>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
30	78	区政経営改革推進基本方針	<p>●財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方</p> <p>2. 各項目の解説</p> <p>【②施設整備基金の積立】について</p> <p>・「区立施設再編整備計画（第2期）（案）」において、今後40年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約121億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編整備の推進や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の80%程度（中規模修繕等の経費を含めた全体経費の55%）を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約41億円が必要になると算出しました。</p>	<p>【②施設整備基金の積立】について</p> <p>・「<u>区立施設再編整備計画（第2期）</u>」において、今後40年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約121億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編整備の推進や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の80%程度（中規模修繕等の経費を含めた全体経費の55%）を施設整備基金でまかなうと想定し、<u>41億円と算出したうえで、ここに現在の基金残高を考慮し、毎年度40億円以上の積立が必要になると見込みました。</u></p>	適切な記述に修正
31	79	区政経営改革推進基本方針	<p>●財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方</p> <p>2. 各項目の解説</p> <p>【③区債発行・繰上償還等】について</p> <p>～略～。</p> <p>⇒区立施設再編整備計画に基づく、区立施設の改築・改修に伴い、区債発行の増加が見込まれることから、区債発行の精査と繰上償還の実施について示したうえで、公債費負担が過度に高まることのないよう、公債費負担比率が5%を超えないよう目標を設定。</p>	<p>【③区債発行・繰上償還等】について</p> <p>～略～。</p> <p>⇒区立施設再編整備計画に基づく、区立施設の改築・改修に伴い、区債発行の増加が見込まれることから、区債発行の精査と繰上償還の実施について示したうえで、公債費負担が過度に高まることのないよう、<u>「公債費負担比率が5%を超えないように努める」と目標を設定します。</u></p>	適切な記述に修正
32	79	区政経営改革推進基本方針	<p>●財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方</p> <p>2. 各項目の解説</p> <p>【④行政コスト対税率等比率】について</p> <p>～略～。</p> <p>⇒経常的な行政コストは、すべて税金や補助金等で賄われることが望ましいため、100%を超えない目標と設定。</p>	<p>【④行政コスト対税率等比率】について</p> <p>～略～。</p> <p>⇒経常的な行政コストは、すべて税金や補助金等で賄われることが望ましいため、<u>「100%を超えないように努める」と目標を設定します。</u></p>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
33	79	区政経営改革推進基本方針	<p>●財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方</p> <p>2. 各項目の解説</p> <p>【⑤債務償還可能年数】について</p> <p>・「債務償還可能年数」：実質的な債務を経常収支の黒字の何年分で償還できるかを示します。この年数が短いほど、中長期的な財政の健全性が確保されていると言えます。</p> <p>→債務償還可能年数は、これまでの財政運営ルールで3年と設定していましたが、地方公会計上の取扱いで計算式等が見直されたことを受け、実質的な債務をより実態に合うよう計算するため、計算式の分子の充当可能財源を限定することで、厳しい（債務償還可能年数が伸びる）結果となるよう、新たに杉並区独自の指標として設定しました。</p> <p>～略～。</p> <p>⇒区債残高が増加し、将来負担が過度とならないよう、5年を目標に設定。</p>	<p>【⑤債務償還可能年数】について</p> <p>・「債務償還可能年数」：<u>区債等の償還に取り崩し可能な基金を充てた残額（実質的な債務）を経常的に確保できる黒字資金で返済するのに何年間かかるかを示します。この年数が短いほど、債務償還能力が高く、中長期的な財政の健全性が確保されていると言えます。</u></p> <p>→債務償還可能年数は、これまでの財政運営ルールで3年と設定していましたが、地方公会計上の取扱いで計算式等が見直されたことを受け、新たに杉並区独自の指標として設定しました。<u>実態に合わせて区債等の償還に充てる基金を実際に取り崩し可能な基金（財政調整基金と減債基金）に限定することで、これまでに比べより厳しい算定結果（債務償還可能年数が伸びる）となるよう見直しました。</u></p> <p>～略～。</p> <p>⇒区債残高が増加し、将来負担が過度とならないよう、<u>目標を5年を超えないように努める設定</u>とします。</p>	適切な記述に修正
34	79	区政経営改革推進基本方針	<p>●財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方</p> <p>3. 基本的な考え方のイメージ（表中）</p> <p>財政調整基金350億円の維持</p>	<p>3. 基本的な考え方のイメージ（表中）</p> <p>財政調整基金の<u>年度末残高</u>350億円の維持</p>	適切な記述に修正
35	87	デジタル化推進基本方針	<p>●方針に基づく主な取組</p> <p>○行政手続のオンライン化の充実</p> <p>マイナポータルや東京共同電子申請・届出サービス（東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス）など、申請手続の内容に応じた最適なオンライン申請サービスの環境整備を通じて、場所や時間を選ばない、デジタルファーストの視点に立った行政手続の実現と充実を図ります。</p>	<p>○行政手続のオンライン化の充実</p> <p>マイナポータルや東京電子自治体共同運営電子申請サービス（東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス）など、申請手続の内容に応じた最適なオンライン申請サービスの環境整備を通じて、場所や時間を選ばない、デジタルファーストの視点に立った行政手続の実現と充実を図ります。</p>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
36	90	区民と共に実現する基本構想	<p>●概要 ～略～。 このまちを将来にわたってより良いまちとしていくため、区民や地域団体、民間事業者等と杉並区に関わるすべての方がこの構想を共有した上で、総合計画等の進捗状況や達成度について、区民等と区が共に確認しながら、基本構想の実現を目指して取り組んでいくこととします。</p>	<p>～略～。 このまちを将来にわたってより良いまちとしていくため、区民や地域団体、民間事業者等、杉並区に関わるすべての方がこの構想を共有した上で、総合計画等の進捗状況や達成度について、区民等と区が共に確認しながら、基本構想の実現を目指して取り組んでいくこととします。</p>	適切な記述に修正

(2) 杉並区実行計画（第1次）

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	2	施策1 2木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進	<p>●事業の概要 首都直下地震の発生に備え、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域を中心に、建築物の不燃化建替え支援の対象区域を更に拡大するとともに、不燃化特区内^{※1}においては、空地の確保や道路拡幅整備の強化を図るなど、不燃化をより一層促進します。 また、災害時に震災救援所として機能する区立小・中学校等周辺や緊急道路障害物除去路線沿道建築物^{※2}の不燃化建替えを促進するほか、不燃化の取組の普及・啓発活動を推進します。</p> <p>●注釈 ※1 不燃化特区：～略～。 ※2 緊急道路障害物除去路線沿道建築物：～略～。</p>	<p>首都直下地震の発生に備え、火災による延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域を中心に、建築物の不燃化建替え支援の対象地域を更に拡大するとともに^{※1}、不燃化特区内^{※2}においては、空地の確保や道路拡幅整備の強化を図るなど、不燃化をより一層促進します。 また、災害時に震災救援所として機能する区立小・中学校等周辺や緊急道路障害物除去路線沿道建築物^{※3}の不燃化建替えを促進するほか、不燃化の取組の普及・啓発活動を推進します。</p> <p>※1 不燃化建替え支援の対象地域を更に拡大：木造住宅密集地域等の解消に向けた、建築物不燃化助成制度の対象地域（阿佐谷南・高円寺南地区、方南一丁目、堀ノ内二丁目・三丁目、松ノ木一丁目・二丁目・三丁目、梅里一丁目、成田東一丁目・二丁目）に、令和5年度以降、新たに加える地域（阿佐谷北三丁目・四丁目、天沼一丁目・二丁目、本天沼一丁目・二丁目・三丁目、梅里二丁目、成田東三丁目・四丁目・五丁目、和泉一丁目・和泉四丁目） ※2 不燃化特区：～略～。 ※3 緊急道路障害物除去路線沿道建築物：～略～。</p>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
2	4	施策1 5狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進	<p>●事業の概要 ～略～。また、個別訪問により、拡幅整備に伴う塀の除却費等助成制度の活用を促進するなど、対象地域への働きかけをより一層強化します。</p>	～略～。また、戸別訪問により、拡幅整備に伴う塀の除却費等助成制度の活用を促進するなど、対象地域への働きかけをより一層強化します。	誤字による修正
3	5	施策2 2備蓄物資の充実	<p>●事業の概要 計画的に災害備蓄倉庫の整備を進めていくほか、女性や災害時要配慮者、外国人の視点に配慮しつつ、感染症対策など備蓄品の購入・入替を行うとともに、発災後3日間を乗り切れるよう、区内食糧備蓄の確保に取り組みます。</p>	計画的に災害備蓄倉庫の整備を進めていくほか、女性や災害時要配慮者、外国人の視点に加え、感染症対策などの観点も踏まえ、備蓄品の購入・入替を行うとともに、発災後3日間を乗り切れるよう、区内食糧備蓄の確保に取り組みます。	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
4	6	施策2 3発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進	<p>●事業の概要 ～略～。また、地域防災の担い手である防災市民組織や消防団への支援や民間事業者の帰宅困難者支援対策の促進、NPO等との連携強化など災害時に立ち向かう共助の体制づくりを構築します。</p> <p>●事業量 帰宅困難者支援対策の周知・P R活動</p>	<p>～略～。また、地域防災の担い手である防災市民組織や消防団への支援や民間事業者の帰宅困難者対策の促進、NPO等との連携強化など災害時に立ち向かう共助の体制を構築します。</p> <p>帰宅困難者対策の周知・P R活動</p>	適切な記述に修正
5	6	施策2 4 I C T活用による災害情報の収集・発信	<p>●事業の概要 ～略～。災害時には、SNS^{※3}に投稿された災害情報のうち、信頼性や正確性の高い情報をA I（人口知能）技術を活用して解析・収集することにより、正確かつ迅速な災害状況の把握に努めます。</p>	<p>～略～。災害時には、SNS^{※3}に投稿された災害情報のうち、信頼性や正確性の高い情報をA I（人工知能）技術を活用して解析・収集することにより、正確かつ迅速な災害状況の把握に努めます。</p>	誤字による修正
6	7	施策2 5災害時要配慮者支援の推進	<p>●事業の概要 「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者増に向けて、訪問介護等の事業者からサービスの利用者に対して登録を促してもらうなど、更なる普及啓発を図るとともに、専門性の高い支援を行う福祉救護所^{※1}の新規指定について、設置されていない地域の民間施設に設置協力を働きかけ、設置空白地域の解消に努めます。</p>	<p>「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者増に向けて、訪問介護等の事業者からサービスの利用者に対して登録を促してもらうなど、更なる普及啓発を図るとともに、専門性の高い支援を行う福祉救護所^{※1}の新規指定について、設置されていない地域を中心に、民間施設に設置協力を働きかけ、設置空白地域の解消に努めます。</p>	適切な記述に修正
7	9	施策3 2地域防犯対策の推進	<p>●事業の概要 防犯自主団体に対し、研修会の実施や活動支援により、地域の防犯活動を促進します。</p>	防犯自主団体に対する研修会の実施や活動支援により、地域の防犯活動を促進します。	適切な記述に修正
8	13	施策5 2鉄道連続立体交差化の推進	<p>●事業の概要 鉄道の連続立体交差化を東京都、関係区市、鉄道事業者と協力して推進するとともに、駅前広場や周辺道路整備に取り組み、踏切による渋滞や事故、地域の分断を解消し、円滑な交通ネットワークを実現します。また、各駅周辺のまちづくり協議会や地域住民との協働により、安全で利便性の高い沿線まちづくりを、各地域の実情・特性に合わせて推進します。</p>	<p>鉄道の連続立体交差化を東京都、関係区市、鉄道事業者と協力して推進するとともに、駅前広場や周辺道路整備に取り組み、踏切による交通渋滞や事故、<u>地域分断の解消、及び円滑な交通ネットワークを実現</u>します。また、各駅周辺のまちづくり協議会や地域住民との協働により、安全で利便性の高い沿線まちづくりを、<u>各地域の実情や特性を踏まえて</u>推進します。</p>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
9	28	施策8 6都市農業の支援と保全	<p>●事業の概要 ～略～。</p> <p>また、農福連携農園^{※1}の運営や農業体験農園^{※2}助成、成田西ふれあい農業公園^{※3}の運営等を通じて、都市農地が持つ多面的な機能を広く活用・発信し、区民生活にやすらぎと潤いを与える都市農地の保全を図ります。</p>	<p>～略～。</p> <p>また、農福連携農園（愛称：<u>すぎのこ農園</u>）^{※1}の運営や農業体験農園^{※2}助成、成田西ふれあい農業公園^{※3}の運営等を通じて、都市農地が持つ多面的な機能を広く活用・発信し、区民生活にやすらぎと潤いを与える都市農地の保全を図ります。</p>	わかりやすい表現となるよう修正
10	36	施策11 6（仮称）荻外荘公園の整備	<p>●事業の概要</p> <p>荻外荘は、戦前に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿の別邸で、組閣や日本の対外政策の重要な会談が行われ、日本政治史上重要な場所として、平成28年（2016年）3月に国の史跡として指定されました。荻外荘を、その重要な会談が行われた昭和15～16年（1940～1941年）頃の姿に可能な限り復原して史跡公園として整備し、適切に保存・活用するとともに、併せて荻外荘や近衛文麿に関する文化財等の展示を行うことで、その価値を杉並区内外に広く伝え、次世代に確実に継承していきます。公園の東側隣接地については、大田黒公園や角川庭園などの周辺施設との連携や回遊性を確保するため、荻窪三庭園の観光案内としての機能を備えつつ、荻窪の歴史や原風景を顧みながら多くの人が集い、交流する場として整備していきます。</p>	<p>荻外荘は、戦前に内閣総理大臣を3度務めた近衛文麿の別邸で、組閣や日本の対外政策の重要な会談が行われ、日本政治史上重要な場所として、平成28年（2016年）3月に国の史跡として指定されました。<u>その重要な会談が行われた昭和15～16年（1940～1941年）頃の姿に可能な限り復原して史跡公園として整備し、適切に保存・活用していきます。</u>併せて荻外荘や近衛文麿に関する<u>貴重な文化遺産を展示・保存して次世代に確実に継承するとともに、その文化的価値を区内外に広く発信することを通じて、文化の香り高いまちづくりにつながっていきます。</u>また、公園の東側近接地については、大田黒公園や角川庭園を含めた荻窪三庭園の連携・回遊性を確保するための観光案内の機能を備えつつ、荻窪の歴史や原風景を顧みながら多くの人が集い、交流できる場として整備していくなど、（仮称）荻外荘公園を含めた周辺地域の魅力を更に高める観点から、荻窪駅周辺まちづくりとも連携した公園整備を進めていきます。</p>	適切な記述に修正及びわかりやすい表現となるよう修正
11	36	施策11 7地域の核となる公園の整備	<p>●事業の概要 ～略～。</p> <p>「（仮称）松庵二丁目公園」は、住民の意見を取り入れた地域のレクリエーション活動の拠点となる公園として開園します。</p> <p>●事業量 （仮称）松庵二丁目公園</p>	<p>～略～。</p> <p>「<u>松庵梅林公園</u>」は、住民の意見を取り入れた地域のレクリエーション活動の拠点となる公園として開園します。</p> <p><u>松庵梅林公園</u></p>	施設名称を決定したことによる修正
12	44	施策13 3在宅医療体制の充実	<p>●事業量</p> <p>○3(2021)年度末（見込）在宅医療相談調整窓口の充実 相談数 138件</p>	<p>○3(2021)年度末（見込）在宅医療相談調整窓口の充実 相談数 <u>350件</u></p>	最新の見込みによる数値の修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
13	47	施策14 1地域の支え合い仕組みづくりの推進	●事業量 ○3(2021)年度末(見込) 相談機関からの相談 201件 支援会議の実施 69回	○3(2021)年度末(見込) 相談機関からの相談 384件 支援会議の実施 <u>114回</u>	最新の見込みによる数値の修正
14	49	施策14 3障害者の地域生活支援体制の推進・強化	●事業の概要 介護者が疾病や死亡等で不在となった場合などの緊急時においても、重度化や高齢化した障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センター※1と障害者地域相談支援センター(すまいる)に配置しているコーディネーター等を中心に、「緊急時対応計画」を作成する取組を進めます。～略～。	介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センター※1と障害者地域相談支援センター(すまいる)に配置しているコーディネーター等を中心に、「緊急時対応計画」を作成する取組を進めます。～略～。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
15	49	施策14 3障害者の地域生活支援体制の推進・強化	●事業量 ○3(2021)年度末(見込) 緊急時対応計画の作成 60件 ○4(2022)年度 緊急時対応計画の作成 90件 ○5(2023)年度 緊急時対応計画の作成 90件 ○6(2024)年度 緊急時対応計画の作成 90件 ○3か年計 緊急時対応計画の作成 270件	○3(2021)年度末(見込) 緊急時対応計画の作成 <u>新規60件(累計60件)</u> ○4(2022)年度 緊急時対応計画の作成 <u>新規90件(累計150件)</u> ○5(2023)年度 緊急時対応計画の作成 <u>新規90件(累計240件)</u> ○6(2024)年度 緊急時対応計画の作成 <u>新規90件(累計330件)</u> ○3か年計 緊急時対応計画の作成 <u>新規270件(累計330件)</u>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
16	50	施策14 4生活困窮者等への自立支援体制の充実	<p>●事業量 ○3(2021)年度末(見込) 自立相談支援事業^{※5} の実施 相談件数 9,637件</p> <p>●注釈 ※5 自立相談支援事業：生活困窮者等からの相談に応じ、課題の解決に向けた自立支援計画を作成するほか、支援者と連携し、自立に向けた支援を包括的、計画的に行う事業</p>	<p>○3(2021)年度末(見込) 自立相談支援事業^{※5} の実施 相談件数 <u>21,950件</u></p> <p>※5 自立相談支援事業：生活困窮者等からの相談に応じ、課題の解決に向けた自立支援計画を作成するほか、支援者と連携し、自立に向けた支援を包括的、計画的に行う事業。<u>(「3(2021)年度末(見込)」の相談件数については、新型コロナウイルス感染症の影響による住居確保給付金等の申請相談数が大きく伸びたことにより、例年に比べ数値が増加しています(参考：平成30年度(2018年度)実績 7,746件)。</u></p>	最新の見込みによる数値の修正及びこれに伴う注釈の修正
17	53	施策15 1認知症施策の推進	<p>●注釈 ※1 認知症施策推進大綱：認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の車輪として施策を推進していくことを基本的な考え方として、令和元年(2019年)6月18日に国が策定</p>	<p>※1 認知症施策推進大綱：認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の<u>両輪</u>として施策を推進していくことを基本的な考え方として、令和元年(2019年)6月18日に国が策定</p>	誤字による修正
18	68	施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実	<p>●事業量 ○4(2022)年度 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規2施設 (累計4施設) ○5(2023)年度 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計4施設) ○6(2024)年度 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計4施設) ○3か年計 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規2施設 (累計4施設)</p>	<p>○4(2022)年度 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規2施設 (累計4施設) ○5(2023)年度 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計5施設) ○6(2024)年度 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設) ○3か年計 小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規3施設 (累計5施設)</p>	宮前北学童クラブの第二学童クラブの整備に伴う数値の修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
19	76	施策23 2教育相談体制の充実	<p>●事業量 相談グループ※2の実施</p> <p>●注釈 ※2 相談グループ：～略～。</p>	<p>教育相談グループ※2の実施</p> <p>※2 教育相談グループ：～略～。</p>	適切な記述に修正
20	79	施策24 6図書館の整備	<p>●事業の概要 ～略～。 また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や読書環境の整備を進め、図書館サービスの充実を図ります。</p> <p>●注釈 ※1 DAISY資料：視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。音声DAISYと音声を聞きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある。DAISYはDigital Accessible Information Systemの略</p>	<p>～略～。 また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」等に基づき、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や読書環境の整備を進め、図書館サービスの充実を図ります。</p> <p>※1 DAISY資料：視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書。音声DAISYと音声を聞きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある。DAISYはDigital Accessible Information Systemの略</p>	適切な記述に修正
21	83	施策26 1地域活動団体への支援	<p>●事業量 地域連携支援事業 助成 町会掲示板設置等 助成</p>	<p>地域連携事業 助成 町会・自治会掲示板設置等 助成</p>	適切な記述に修正及び表記の統一による修正
22	87	施策27 1文化・芸術活動の創造と発信	<p>●事業量 情報誌「コミュかる」の発行</p>	<p>情報紙「コミュかる」の発行</p>	誤字による修正
23	87	施策27 2文化・芸術活動の支援	<p>●事業の概要 区内での多様な文化・芸術の振興を図るため、区内の文化芸術活動に造詣の深い有識者等を中心とした文化・芸術振興審議会を運営するとともに、区民や区内に拠点を持つ団体又は個人が行う幅広いジャンルの文化活動や創造的な芸術活動が積極的に展開されるよう支援していきます。</p>	<p>区内での多様な文化・芸術の振興を図るため、区内の文化芸術活動に造詣の深い有識者等を中心とした文化・芸術振興審議会を運営するとともに、区民や区内に拠点を持つ団体が行う幅広いジャンルの文化活動や創造的な芸術活動が積極的に展開されるよう支援していきます。</p>	適切な記述に修正
24	88	施策27 3国際・国内交流の推進	<p>●注釈 ※1 国際友好都市：国際友好都市協定を締結している、大韓民国ソウル特別市瑞草区及びオーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市</p>	<p>※1 国際友好都市：<u>友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区</u></p>	適切な記述に修正及び協定締結順に記載の修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
25	88	施策27 3国際・国内交流の推進	●注釈 ※2 国内交流自治体：区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等の協定書を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村	※2 国内交流自治体：区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、 <u>教育・スポーツ・文化・経済等の分野</u> で住民交流を相互に深めている国内の市町村	わかりやすい表現となるよう修正
26	89	施策28 1歴史・文化に親しむ機会の充実	●注釈 ※1 陽明文庫：昭和前期に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿が京都市に設立した歴史博物館。近衛家に伝習した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している	●注釈 ※1 陽明文庫：昭和前期に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿が京都市に設立した <u>歴史資料館</u> 。近衛家に伝習した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している	適切な記述に修正
27	91・92	施策29 全体	●分野別ごとの将来像 文化・スポーツ生涯を通じ、文化を育み、スポーツに親しむことのできるまち	文化・スポーツ文化を育み <u>継承し</u> 、スポーツに親しむことのできるまち	適切な記述に修正
28	92	施策29 2障害者スポーツの推進	●事業の概要 障害者が身近な地域のスポーツ施設で気軽にスポーツ・運動に親しめるよう、障害者スポーツ教室の開催を拡充して取り組みます。	障害者が身近な地域のスポーツ施設で気軽にスポーツ・運動に親しめるよう、障害者スポーツ教室を <u>開催します</u> 。	適切な記述に修正

(3) 杉並区区政経営改革推進計画（第1次）

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	1	方針1 情報化経費精査の実施	●関係課欄 —	財政課	他の計画との整合を図るため修正
2	4	方針1 震災救援所の運営に関するデジタル化の推進	●取組の概要 震災救援所において避難者を受付する際の混雑緩和及び避難者名簿作成業務等の効率化を図るため、あらかじめ避難者自らがWebフォーム等に入力するシステム運用に向けて検討を行います。	震災救援所において避難者を受付する際の混雑緩和及び避難者名簿作成業務等の効率化を図るため、あらかじめ避難者自らがWebフォーム等に入力するシステム導入に向けて検討を行います。	適切な記述に修正
3	5	方針1 預貯金等調査システムの導入による業務の効率化	●取組内容 ○4(2022)年度導入検討 ○5(2023)年度検討・運用	○4(2022)年度導入準備、運用開始 ○5(2023)年度運用	取組内容の精査による修正
4	6	方針1 民営化宿泊施設の見直し	●取組の概要 区の民営化宿泊施設（コニファーいわびつ、富士学園、弓ヶ浜クラブ）について、利用状況や区民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえて、施設のあり方を検討し、その見直し方針に基づく取組を進めていきます。	区の民営化宿泊施設（コニファーいわびつ、富士学園、弓ヶ浜クラブ）について、利用状況や区民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえて施設のあり方を検討し、その見直し方針に基づく取組を進めていきます。	わかりやすい表現となるよう修正
5	17	方針2 ふるさと納税制度による寄附の受入れ	●取組の概要 4つの基金（次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金）と「杉並クラウドファンディング」による寄附募集について、民間ポータルサイトや区ホームページ等により区内外に情報発信し、健全な寄附文化の醸成とともに寄附の受入を図ります。	4つの基金（次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金）と「杉並クラウドファンディング」による寄附の募集等について、民間ポータルサイトや区ホームページ等により区内外に情報発信し、健全な寄附文化の醸成とともに寄附の受入を図ります。	適切な記述に修正
6	20	方針2 保育施設等の利用者負担の見直し	●取組の概要 認可保育所等の利用者負担金について、国制度を参考とした適正化を図るとともに、待機児童ゼロの状況を踏まえて認可外保育施設等の保育料補助金の見直しを行います。	認可保育所等の利用者負担金について、 <u>保育料階層の簡素化と適正化の観点から見直しを行うとともに、認可外保育施設等の保育料補助金についても、待機児童ゼロの状況を踏まえて見直しを行います。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、見直しの方向性を明確化

(4) 杉並区協働推進計画（第1次）

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	5	方針2 地域活動団体の交流・連携の推進	●関連する計画 (デジタル化推進計画) 方針1 地域活動団体のデジタル技術活用に向けた支援	(デジタル化推進計画) 方針1 地域活動団体の <u>ICT</u> 活用に向けた支援	他の計画との整合を図るため修正
2	8	方針2 災害時要配慮者支援の推進	●取組の概要 ～略～。 また、専門性の高い支援を行う福祉救援所を増やすため、設置されていない地域の民間施設に対し、福祉救援所の登録の働きかけを行うとともに、既存の福祉救援所については、訓練等を通じ迅速な救援所立ち上げができるよう取り組んでいきます。	～略～。 また、専門性の高い支援を行う福祉救援所を増やすため、設置されていない地域を中心に、民間施設に対し、福祉救援所の登録の働きかけを行うとともに、既存の福祉救援所については、訓練等を通じ迅速な救援所立ち上げができるよう取り組んでいきます。	適切な記述に修正
3	8	方針2 災害時要配慮者支援の推進	●取組内容 ○4(2022)年度 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) ^{※2} 登録者数 11,300人 ○5(2023)年度 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 登録者数 11,500人 ○6(2024)年度 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) 登録者数 11,700人	○4(2022)年度 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) ^{※2} <u>新規登録者数 1,700人</u> ○5(2023)年度 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) <u>新規登録者数 1,700人</u> ○6(2024)年度 地域のたすけあいネットワーク(地域の手) <u>新規登録者数 1,700人</u>	他の計画との整合を図るため修正
4	16	方針2 NPOとの協働による介護予防事業の実施	●関係課欄 -	高齢者在宅支援課	記載漏れによる追記
5	17	方針2 農福連携農園の運営	●取組名 農福連携農園 ^{※1} の運営	農福連携農園(愛称: <u>すぎのこ農園</u>) ^{※1} の運営	わかりやすい表現となるよう修正
6	19	方針2 すぎなみ地域大学等による地域人材の育成	●取組内容 協働プラザによる人材育成・活動支援 5講座	<u>すぎなみ協働プラザ</u> による人材育成・活動支援 5講座	適切な記述に修正

(5) 杉並区デジタル化推進計画（第1次）

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	2	方針1 マイナンバー制度を活用した区民の利便性向上	●取組の概要 ～略～。 また、マイナンバーカード取得率の推移や国の動向を注視しながら、国によるマイキープラットフォーム構想 ^{※1} を活用した区独自の施策を研究していきます。	～略～。 また、マイナンバーカード <u>交付率</u> の推移や国の動向を注視しながら、国によるマイキープラットフォーム構想 ^{※1} を活用した区独自の施策を研究していきます。	適切な記述に修正
2	4	方針1 震災救援所の運営に関するデジタル化の推進	●取組の概要 震災救援所において避難者を受付する際の混雑緩和及び避難者名簿作成業務等の効率化を図るため、あらかじめ避難者自らがWebフォーム等に入力するシステム運用に向けて検討を行います。	震災救援所において避難者を受付する際の混雑緩和及び避難者名簿作成業務等の効率化を図るため、あらかじめ避難者自らがWebフォーム等に入力するシステム <u>導入</u> に向けて検討を行います。	適切な記述に修正
3	8	方針1 地域活動団体のデジタル技術活用に向けた支援	●取組名 地域活動団体のデジタル技術活用に向けた支援	地域活動団体の <u>ICT</u> 活用に向けた支援	他の計画との整合を図るため修正
4	10	方針1 MaaS等を活用した新たな地域公共交通の充実	●取組の概要 MaaS ^{※1} やAI（人工知能）による配車、自動運転等のほか、2次元コードを利用した運賃支払いのキャッシュレス化など、様々なデジタル技術やビッグデータを活用し、より利便性の高い地域公共交通の実現に向けて、調査・研究を行います。	MaaS ^{※1} やAI（人工知能）による配車、自動運転等のほか、2次元コードを利用した運賃支払いのキャッシュレス化など、様々なデジタル技術やビッグデータ ^{※2} を活用し、より利便性の高い地域公共交通の実現に向けて、調査・研究を行います。	記載漏れによる追記
5	12	方針1 読書バリアフリーの推進	●取組の概要 これまでも作成及び提供してきたデジタル録音資料「DAISY」（デイジー）について、「読書バリアフリー法 ^{※1} 」に基づき、一層の充実を図ります。さらに、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や提供など、環境整備を行います。 ●注釈 ※2 DAISY資料：視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書音声DAISYと音声を聞きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある DAISYはDigital Accessible Information Systemの略	これまでも作成及び提供してきたデジタル録音資料「DAISY」（デイジー）について、「読書バリアフリー法 ^{※1} 」等に基づき、一層の充実を図ります。さらに、高齢や障害等の理由から読書が困難な利用者に向けた様々な資料の収集や提供など、環境整備を行います。 ※2 DAISY資料：視覚障害等により普通の印刷物を読むことが困難な方のために開発された国際基準規格のデジタル録音図書音声DAISYと音声を聞きながら画像を見るマルチメディアDAISYの2種類がある DAISYはDigital Accessible Information <u>System</u> の略	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
6	16	方針2 預貯金等調査システムの導入による業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ●取組内容 ○4(2022)年度導入検討 ○5(2023)年度検討・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○4(2022)年度導入準備、<u>運用開始</u> ○5(2023)年度<u>運用</u> 	取組内容の精査による修正
7	22	方針2 災害に備えた情報システムの運用体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●取組の概要 ～略～、その計画に基に実効性を高める訓練(D o)及びその結果に基づいた検証(C h e c k)・見直し(A c t i o n)のP D C Aサイクルを実践し、被災の影響を最小限に留めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ～略～、その計画を基に実効性を高める訓練(D o)及びその結果に基づいた検証(C h e c k)・見直し(A c t i o n)のP D C Aサイクルを実践し、被災の影響を最小限に留めます。 	誤字による修正

(6) 杉並区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン

No	頁	項目	計画法	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	8	第2章 これまでの取組の成果と課題 方針⑦ 区と国が連携した財産交換による施設再編整備の促進	～略～。また、令和3年12月には、診療所や訪問看護ステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所など、区民の在宅療養生活を支援する施設を併設した特別養護老人ホームを開設する予定です。	～略～。また、令和3年(2021年)12月には、診療所や訪問看護ステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所など、区民の在宅療養生活を支援する施設を併設した特別養護老人ホームを開設 <u>しました。</u>	当該特別養護老人ホームを開設したことに伴う記述の修正
2	27	第4章 基本方針 方針② 施設の総量・トータルコストの適正化	～略～ ○また、第3章「区立施設の現状と課題」で示したとおり、施設にかかるライフサイクルコストの大部分はランニングコストであるため、これを縮減する必要があります。改築等、施設整備の際の取組による施設規模の総量の適正化のほか、効率的な維持管理体制の構築など施設維持管理方法の見直しや、より環境性能が高い設備の導入等によるランニングコストの縮減を促進し、トータルコストの適正化を図ります。	～略～ ○また、第3章「区立施設の現状と課題」で示したとおり、施設にかかるライフサイクルコストの大部分はランニングコストであるため、これを縮減する必要があります。改築等、施設整備の際の取組による施設規模の総量の適正化のほか、効率的な維持管理体制の構築など施設維持管理方法の見直しや、 <u>ランニングコストの縮減につながる環境性能が高い設備等の導入等</u> を促進し、トータルコストの適正化を図ります。	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
3	35	第2章 施設分類ごとの取組（(1) 小学校、中学校、特別支援学校）	済美養護学校中等部の移転	済美養護学校 <u>中学部</u> の移転	適切な記述に修正
4	35	第2章 施設分類ごとの取組（(1) 小学校、中学校、特別支援学校）	学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施	学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内 <u>等</u> での実施	宮前北学童クラブの第二学童クラブを中学校内スペースに整備することに伴う記述の修正
5	36	第2章 施設分類ごとの取組（■各取組の記載内容について）	～略～ ○「課題と再編整備の方向性」については、各施設におけるこれまでの施設の状況を踏まえた課題や、第1期計画の基本方針を踏まえた今後の再編整備の方向性について記載しています。	～略～ ○「課題と再編整備の方向性」については、各施設におけるこれまでの施設の状況を踏まえた課題や、 <u>第2期計画</u> の基本方針を踏まえた今後の再編整備の方向性について記載しています。	誤字による修正

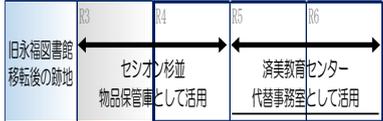
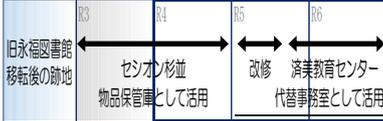
No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
6	38	第2章 (1) 小学校、中学校、特別支援学校	課題と再編整備の方向性 ～略～。 このような背景をもとに、今後の学校施設の長寿命化改修や改築に当たっては、子どもたちに望ましい教育環境を確保した上で、他施設との複合化・多機能化を促進しながら地域に開かれた学校施設を目指す取組を進めるなど、より一層、地域コミュニティの核となる施設としていきます。なお、改築の際には、適切な施設規模を確保しつつ、学校施設のスリム化を図ります。	課題と再編整備の方向性 ～略～。 このような背景をもとに、今後の学校施設の長寿命化改修や改築に当たっては、子どもたちに望ましい教育環境を確保した上で、 <u>震災救済所としての機能を考慮し、</u> 他施設との複合化・多機能化を促進しながら地域に開かれた学校施設を目指す取組を進めるなど、より一層、地域コミュニティの核となる施設としていきます。なお、改築の際には、適切な施設規模を確保しつつ、学校施設のスリム化を図ります。	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、適切な記述に修正
7	41	第2章 (1) 小学校、中学校、特別支援学校	<済美養護学校中等部の移転> 【済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転】 ○～略～。そのため、今後の需要の増加を見据え、済美養護学校については、教育環境の整備を図る観点から、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度に中等部を移転します。	<済美養護学校中学部の移転> 【済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転】 ○～略～。そのため、今後の需要の増加を見据え、済美養護学校については、教育環境の整備を図る観点から、近隣の済美教育センターを増築・改修し、令和7年度(2025年度)に <u>中学部</u> を移転します。	適切な記述に修正
8	42	第2章 (1) 小学校、中学校、特別支援学校	<学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施>	<学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内等での実施>	宮前北学童クラブの第二学童クラブを中学校内スペースに整備することに伴う記述の修正
9	42	第2章 (1) 小学校、中学校、特別支援学校	—	【 <u>中学校のスペースを活用した学童クラブの実施</u> 】 ○ <u>宮前中学校の特別教室棟の一部を活用して、宮前北(第二)学童クラブを実施して</u> いきます。  ※()内は、対応する学童クラブ名。 ※「☆」印が付いている学童クラブは、 <u>第二学童クラブとして実施。</u>	宮前北学童クラブの第二学童クラブを中学校内スペースに整備することに伴う追記

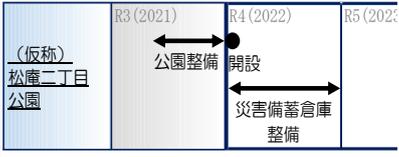
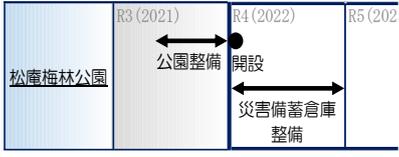
No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由																				
10	43	第2章 (1) 小学校、中学校、特別支援学校	<p><学校跡地の活用> 【旧若杉小学校の跡地活用】 ～略～ ○保育室若杉については、令和6年度末に廃止します。また、北校舎で運営する民間保育所は、天沼保育園移転後の跡地に、令和6年度末に移転します。</p> <table border="1"> <tr> <td>保育室若杉</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>北校舎 民間保育所</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>さざんかス テップアップ 教室・わかば</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> </table>	保育室若杉	R3	R4	北校舎 民間保育所	R3	R4	さざんかス テップアップ 教室・わかば	R3	R4	<p><学校跡地の活用> 【旧若杉小学校の跡地活用】 ～略～ ○保育室若杉については、令和6年度(2024年度)末に廃止します。また、北校舎で運営する民設保育所は、天沼保育園移転後の跡地に、令和6年度(2024年度)末に移転します。</p> <table border="1"> <tr> <td>保育室若杉</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>北校舎 民設保育所</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>さざんかス テップアップ 教室・わかば</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> </table>	保育室若杉	R3	R4	北校舎 民設保育所	R3	R4	さざんかス テップアップ 教室・わかば	R3	R4	適切な記述に修正		
保育室若杉	R3	R4																							
北校舎 民間保育所	R3	R4																							
さざんかス テップアップ 教室・わかば	R3	R4																							
保育室若杉	R3	R4																							
北校舎 民設保育所	R3	R4																							
さざんかス テップアップ 教室・わかば	R3	R4																							
11	50	第2章 (2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	<p><学童クラブの整備> 【小学校内への学童クラブの整備】 (表中) 高井戸小学校の増築に合わせて移転整備 (※)</p> <p>(表欄外) ※高井戸小学校の増築に合わせて、高井戸児童館併設の高井戸学童クラブの一部を小学校内に移転しますが、当面の学童クラブの需要に対応するため、校外育成室を現在の施設内に残置します。</p>	<p><学童クラブの整備> 【小学校内への学童クラブの整備】 (表中) 高井戸小学校の増築に合わせて校内育成室を整備するとともに、<u>当面の学童クラブの需要に対応するため、現在の施設内に校外育成室を残置</u></p> <p>(表欄外) <u>(削除)</u></p>	わかりやすい表現となるよう修正																				
12	51	第2章 (2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	<p>【小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備】 ～略～</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校に近接するスペースの活用</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">← 実施 善福寺 和泉学園立 →</td> </tr> </table> <p>※「☆」印が付いている学童クラブは、校外育成室として実施。</p>	小学校に近接するスペースの活用	R3	R4	R5	R6	← 実施 善福寺 和泉学園立 →					<p>【小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備】 ～略～ ○宮前中学校の特別教室棟の一部を活用して、<u>宮前北学童クラブの第二学童クラブを整備し、受入枠を拡大します。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>小学校に近接するスペースの活用</td> <td>R3(2021)</td> <td>R4(2022)</td> <td>R5(2023)</td> <td>R6(2)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">← 実施 善福寺 和泉学園立 → ← 実施 宮前北立 →</td> </tr> </table> <p>※「◇」印が付いている学童クラブは、校外育成室として実施。 ※「☆」印が付いている学童クラブは、<u>第二学童クラブとして実施。</u></p>	小学校に近接するスペースの活用	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2)	← 実施 善福寺 和泉学園立 → ← 実施 宮前北立 →					宮前北学童クラブの第二学童クラブを中学校内スペースに整備することに伴う追記及び記述の修正
小学校に近接するスペースの活用	R3	R4	R5	R6																					
← 実施 善福寺 和泉学園立 →																									
小学校に近接するスペースの活用	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2)																					
← 実施 善福寺 和泉学園立 → ← 実施 宮前北立 →																									

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
13	52	第2章 (2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ	【子ども・子育てプラザの整備】 ○機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺を整備し、令和4年度中に開設します。	【子ども・子育てプラザの整備】 ○機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、 <u>子ども・子育てプラザ善福寺を整備し、令和4年度(2022年度)中に開設します。</u>	施設名称を決定したことによる修正
14	57	第2章 (3) 保育園、子供園	<区立保育園の改築及び移転後の跡地等への民間事業者による保育所整備等> —	<区立保育園の改築及び移転後の跡地等への民間事業者による保育所整備等> <u>【旧保育室和泉北跡地への保育所整備】</u> ○令和元年度(2019年度)末をもって廃止した旧保育室和泉北の跡地については、 <u>既存の建物を解体した後、民間事業者による保育所を整備し、令和4年(2022年)4月に開設します。</u> 	記載漏れによる追記
15	57	第2章 (3) 保育園、子供園	【大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化】 ～略～ ○永福北保育園については、大宮保育園が改築工事期間中の仮園舎として使用していた永福三丁目複合施設内の保育所に令和5年度中に移転し、令和6年度に民営化します。なお、永福北保育園移転後の跡地については、 <u>済美養護学校中等部の移転に伴う済美教育センターの教育相談担当の移転先として活用します。</u>	【大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化】 ～略～ ○永福北保育園については、大宮保育園が改築工事期間中の仮園舎として使用していた永福三丁目複合施設内の保育所に令和5年度(2023年度)中に移転し、令和6年度(2024年度)に民営化します。なお、永福北保育園移転後の跡地については、 <u>済美養護学校<u>中学部</u>の移転に伴う済美教育センターの教育相談担当の移転先として活用します。</u>	適切な記述に修正
16	59	第2章 (3) 保育園、子供園	【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 ～略～ ○高井戸東保育園に併設するゆうゆう高井戸東館については、浜田山会館を転用して整備する(仮称)コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。	【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 ～略～ ○高井戸東保育園に併設するゆうゆう高井戸東館については、浜田山会館を転用して整備する(仮称)コミュニティふらっと浜田山に機能継承します。 <u>○仮設園舎用地として活用した旧保育室浜田山東跡地については、行政需要を踏まえ有効な活用策を今後検討します。</u>	適切な記述に修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由																
17	60	第2章 (3) 保育園、子供園	<p><区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ～略～</p> <p>○廃止後の跡地については、施設の状態に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます(※)。</p> <p>※定期利用保育施設久我山東が併設する久我山東保育園移転後の跡地については、隣接する富士見丘北公園と遊び場113番とを合わせ、一体的な都市計画公園として整備します。</p>	<p><区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ～略～</p> <p>○廃止後の跡地については、<u>次のとおり有効活用を図るほか、施設の状態に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>廃止時期</th> <th>廃止後の跡地活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室高円寺第二</td> <td rowspan="2">令和3年度(2021年度)末</td> <td>会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所</td> </tr> <tr> <td>保育室堀ノ内</td> <td>(仮称) 萩外荘公園整備期間中の文化財保管場所</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設高井戸北</td> <td rowspan="2">令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止</td> <td>(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設高井戸</td> <td>高齢者活動支援センターの機能回復訓練室</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設久我山東</td> <td>令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止</td> <td>都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用	保育室高円寺第二	令和3年度(2021年度)末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所	保育室堀ノ内	(仮称) 萩外荘公園整備期間中の文化財保管場所	定期利用保育施設高井戸北	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)	定期利用保育施設高井戸	高齢者活動支援センターの機能回復訓練室	定期利用保育施設久我山東	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備)	<p>区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することとしたことに伴う修正</p>
施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用																			
保育室高円寺第二	令和3年度(2021年度)末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所																			
保育室堀ノ内		(仮称) 萩外荘公園整備期間中の文化財保管場所																			
定期利用保育施設高井戸北	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)																			
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室																			
定期利用保育施設久我山東	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備)																			
18	60	第2章 (3) 保育園、子供園	<p><区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ～略～</p> <p>○廃止後の跡地については、施設の状態に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます(※)。</p> <p>※定期利用保育施設久我山東が併設する久我山東保育園移転後の跡地については、隣接する富士見丘北公園と遊び場113番とを合わせ、一体的な都市計画公園として整備します。</p>	<p><区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ～略～</p> <p>○廃止後の跡地については、<u>次のとおり有効活用を図るほか、施設の状態に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>廃止時期</th> <th>廃止後の跡地活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室高円寺第二</td> <td rowspan="2">令和3年度(2021年度)末</td> <td>会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所</td> </tr> <tr> <td>保育室堀ノ内</td> <td>(仮称) 萩外荘公園整備期間中の文化財保管場所</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設高井戸北</td> <td rowspan="2">令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止</td> <td>(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設高井戸</td> <td>高齢者活動支援センターの機能回復訓練室</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設久我山東</td> <td>令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止</td> <td>都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用	保育室高円寺第二	令和3年度(2021年度)末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所	保育室堀ノ内	(仮称) 萩外荘公園整備期間中の文化財保管場所	定期利用保育施設高井戸北	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)	定期利用保育施設高井戸	高齢者活動支援センターの機能回復訓練室	定期利用保育施設久我山東	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備)	<p>定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正</p>
施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用																			
保育室高円寺第二	令和3年度(2021年度)末	会議、展示等を行う多目的な事業用スペース及び併設する高円寺駅前図書サービスコーナーの図書資料保管場所																			
保育室堀ノ内		(仮称) 萩外荘公園整備期間中の文化財保管場所																			
定期利用保育施設高井戸北	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)																			
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室																			
定期利用保育施設久我山東	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊び場113番と合わせて整備)																			

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由																
19	60	第2章 (3) 保育園、子供園	<p><区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ～略～ ○廃止後の跡地については、施設の状況に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます(※)。 ※定期利用保育施設久我山東が併設する久我山東保育園移転後の跡地については、隣接する富士見丘北公園と遊び場113番とを合わせ、一体的な都市計画公園として整備します。</p>	<p><区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ～略～ ○廃止後の跡地については、<u>次のとおり有効活用を図るほか、施設の状況に応じて、効果的な活用策を検討するなどしていきます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>廃止時期</th> <th>廃止後の跡地活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園高門幸第二</td> <td rowspan="3">令和3年度(2021年度)末</td> <td>会議・展示等を行う多目的な集会用スペース及び併設する高門寺観音園遊園地スコーナーの児童遊具整備施設</td> </tr> <tr> <td>保育園ノ内</td> <td>(仮称) 秋外荘公園整備期間中の文化財保管場所</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設高井戸北</td> <td>(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設高井戸</td> <td></td> <td>高齢者活動支援センターの機能回復訓練室</td> </tr> <tr> <td>定期利用保育施設久我山東</td> <td>令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止</td> <td>都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊113番と合わせて整備)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用	保育園高門幸第二	令和3年度(2021年度)末	会議・展示等を行う多目的な集会用スペース及び併設する高門寺観音園遊園地スコーナーの児童遊具整備施設	保育園ノ内	(仮称) 秋外荘公園整備期間中の文化財保管場所	定期利用保育施設高井戸北	(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)	定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室	定期利用保育施設久我山東	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊113番と合わせて整備)	<p>該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正</p>
施設名	廃止時期	廃止後の跡地活用																			
保育園高門幸第二	令和3年度(2021年度)末	会議・展示等を行う多目的な集会用スペース及び併設する高門寺観音園遊園地スコーナーの児童遊具整備施設																			
保育園ノ内		(仮称) 秋外荘公園整備期間中の文化財保管場所																			
定期利用保育施設高井戸北		(仮称) 子ども・子育てプラザ高井戸(機能移転後の高井戸児童館施設と合わせて整備)																			
定期利用保育施設高井戸		高齢者活動支援センターの機能回復訓練室																			
定期利用保育施設久我山東	令和5年(2023年)2月の久我山東保育園移転に合わせて廃止	都市計画公園(隣接する富士見丘北公園及び遊113番と合わせて整備)																			
20	61	第2章 (3) 保育園、子供園	<p>【高井戸西子供園の改築】 ○高井戸西子供園は、旧宮前自転車集積所の跡地を活用して仮園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。 ○仮園舎の建物については、高井戸西子供園の改築期間中の仮園舎活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据えます。</p>	<p>【高井戸西子供園の改築】 ○高井戸西子供園は、旧宮前自転車集積所の跡地を活用して仮園舎を整備し、一時移転している間に現在の用地で改築します。 ○仮園舎の建物については、高井戸西子供園の改築期間中の仮園舎活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据えます。 <u>○高井戸西子供園の仮園舎の整備を開始するまでの期間については、当該集積所跡地を遊び場として活用します。</u></p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、旧宮前自転車集積所跡地への高井戸西子供園仮園舎整備開始までの期間の暫定的活用策を追記</p>																
21	66	第2章 (4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等	<p>【(仮称)コミュニティふらっとと浜田山の再編整備】 ○浜田山会館を改修して、(仮称)コミュニティふらっとと浜田山に転用し、令和7年度に開設します。なお、転用に当たり、浜田山会館に併設するケア24浜田山については、高井戸地域区民センター建物内に移転します。</p>	<p>【(仮称)コミュニティふらっとと浜田山の再編整備】 ○浜田山会館を改修して、(仮称)コミュニティふらっとと浜田山に転用し、令和7年度(2025年度)に開設します。なお、転用に当たり、浜田山会館に併設するケア24浜田山については、<u>移転先を検討します。</u></p>	<p>区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することとしたに伴う修正</p>																
22	66	第2章 (4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等	<p>【(仮称)コミュニティふらっとと浜田山の再編整備】 ○浜田山会館を改修して、(仮称)コミュニティふらっとと浜田山に転用し、令和7年度に開設します。なお、転用に当たり、浜田山会館に併設するケア24浜田山については、高井戸地域区民センター建物内に移転します。</p>	<p>【(仮称)コミュニティふらっとと浜田山の再編整備】 ○浜田山会館を改修して、(仮称)コミュニティふらっとと浜田山に転用し、令和7年度(2025年度)に開設します。なお、転用に当たり、浜田山会館に併設するケア24浜田山については、<u>移転先を検討します。</u></p>	<p>定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正</p>																

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由																											
23	67	第2章 (4) 地域 区民センター、区 民集会所、コミュニ ティふらっと等	【区民事務所会議室の廃止】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議室名</th> <th>廃止時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田会議室</td> <td>令和3年度末</td> </tr> <tr> <td>上狹窪会議室</td> <td>令和4年12月末</td> </tr> <tr> <td>上井草会議室</td> <td rowspan="2">令和4年度末</td> </tr> <tr> <td>和田会議室</td> </tr> <tr> <td>高円寺中央会議室</td> <td>令和6年度末</td> </tr> </tbody> </table>	会議室名	廃止時期	成田会議室	令和3年度末	上狹窪会議室	令和4年12月末	上井草会議室	令和4年度末	和田会議室	高円寺中央会議室	令和6年度末	【区民事務所会議室の廃止】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議室名</th> <th>廃止時期</th> <th>廃止後の跡地活用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成田会議室</td> <td>令和3年度末</td> <td>文書倉庫として活用</td> </tr> <tr> <td>上狹窪会議室</td> <td>令和4年12月末</td> <td>(仮称)コミュニティふらっと 上狹窪整備</td> </tr> <tr> <td>上井草会議室</td> <td rowspan="2">令和4年度末</td> <td rowspan="2">施設の状況に応じて有効活用 策を検討</td> </tr> <tr> <td>和田会議室</td> </tr> <tr> <td>高円寺中央会議室</td> <td>令和6年度末</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	会議室名	廃止時期	廃止後の跡地活用	成田会議室	令和3年度末	文書倉庫として活用	上狹窪会議室	令和4年12月末	(仮称)コミュニティふらっと 上狹窪整備	上井草会議室	令和4年度末	施設の状況に応じて有効活用 策を検討	和田会議室	高円寺中央会議室	令和6年度末		該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正
会議室名	廃止時期																															
成田会議室	令和3年度末																															
上狹窪会議室	令和4年12月末																															
上井草会議室	令和4年度末																															
和田会議室																																
高円寺中央会議室	令和6年度末																															
会議室名	廃止時期	廃止後の跡地活用																														
成田会議室	令和3年度末	文書倉庫として活用																														
上狹窪会議室	令和4年12月末	(仮称)コミュニティふらっと 上狹窪整備																														
上井草会議室	令和4年度末	施設の状況に応じて有効活用 策を検討																														
和田会議室																																
高円寺中央会議室	令和6年度末																															
24	69	第2章 (5) その 他集会施設	<杉並会館> ～略～ 具体的には、レセプション機能については、当面、現在地で実施していくこととし、今後については、施設の老朽化の状況などを踏まえて、改めて検討することとします。	<杉並会館> ～略～ 具体的には、レセプション機能については、当面、現在地で実施していくこととし、 <u>その後</u> については、施設の老朽化の状況などを踏まえて、改めて検討することとします。	適切な記述に修正																											
25	81	第2章 (8) 図書館	<図書館移転後の跡地活用> 【旧永福図書館移転後の跡地活用】 ～略～ ○また、令和5年度から6年度にかけて実施する、済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転に伴う改修等工事期間中の、済美教育センターの代替事務室として活用します。 	<図書館移転後の跡地活用> 【旧永福図書館移転後の跡地活用】 ～略～ ○また、令和5年度(2023年度)から6年度(2024年度)にかけて実施する、済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転に伴う改修等工事期間中の、済美教育センターの代替事務室として活用します。 	適切な記述に修正及びわかりやすい表現となるよう修正																											
26	93	第2章 (13) 庁舎、その他施設	<本庁舎> ～略～。第1期計画・第2次実施プランでは、今後も適切な維持管理を行うことにより良好な状態を確保すれば、少なくとも令和15年(築70年)程度までは十分に使用できるとしています。 今後は、設備が老朽化していることを踏まえた対応を図りつつ、阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針などの動向を見据え、東棟の改築に向けて、中棟・西棟を含めた多面的な検討を進めます。	<本庁舎> ～略～。第1期計画・第2次実施プランで示したとおり、適切な維持管理を行うことにより良好な状態を確保すれば、少なくとも令和15年(2033年)(築70年程度)までは十分に使用できることから、今後も設備が老朽化していることを踏まえた対応を <u>図って</u> いきます。また、阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくりなどの動向を見据え、東棟の改築に向けて、中棟・西棟を含めた多面的な検討を進めます。	適切な記述に修正																											

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
27	95	第2章 (13) 庁舎、その他施設	<p><済美教育センター> ～略～。そこで済美教育センターを、増築・改修し、済美養護学校の中等部を移転することとします。中等部の移転に伴い、老朽化した設備等の更新と合わせた長寿命化改修を行うとともに、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、移転を図ります。</p>	<p><済美教育センター> ～略～。そこで済美教育センターを、増築・改修し、済美養護学校の<u>中学部</u>を移転することとします。<u>中学部</u>の移転に伴い、老朽化した設備等の更新と合わせた長寿命化改修を行うとともに、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、移転を図ります。</p>	適切な記述に修正
28	98	第2章 (13) 庁舎、その他施設	<p><済美教育センターに関する取組> 【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】 ○済美教育センターについては、近隣の済美養護学校の教育環境の整備に伴い、令和7年度に同校中等部を済美教育センター内に移転するため、増築・改修します。 ～略～ ○中等部の移転に合わせて、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、永福北保育園移転後の跡地を改修して移転します。</p>	<p><済美教育センターに関する取組> 【済美養護学校中学部の移転に伴うセンター機能の移転等】 ○済美教育センターについては、近隣の済美養護学校の教育環境の整備に伴い、令和7年度<u>(2025年度)</u>に同校<u>中学部</u>を済美教育センター内に移転するため、増築・改修します。 ～略～ ○<u>中学部</u>の移転に合わせて、済美教育センターの機能の内、教育相談担当の機能については、永福北保育園移転後の跡地を改修して移転します。</p>	適切な記述に修正
29	101	第2章 (14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所	<p><自転車集積所の跡地活用> 【旧宮前自転車集積所の跡地活用】 ○旧宮前自転車集積所については、老朽化した高井戸西子供園を現地にて改築するに当たり、仮園舎の用地として活用します。</p>	<p><自転車集積所の跡地活用> 【旧宮前自転車集積所の跡地活用】 ○旧宮前自転車集積所については、老朽化した高井戸西子供園を現地にて改築するに当たり、仮園舎の用地として活用します。なお、<u>仮園舎の整備を開始するまでの期間については、遊び場として活用します。</u></p>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、旧宮前自転車集積所跡地への高井戸西子供園仮園舎整備開始までの期間の暫定的活用策を追記
30	104	第2章 (15) 公園	<p>【(仮称) 松庵二丁目公園の整備】 ～略～</p> 	<p>【松庵梅林公園の整備】 ～略～</p> 	施設名称を決定したことによる修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
31	105	第2章 (15) 公園	【(仮称) 荻外荘公園の整備】 ○荻外荘は、戦前に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿の別邸で、組閣や日本の対外政策などの重要な会談が行われた日本政治史上重要な場所として、平成28年3月に国の史跡として指定されました。荻外荘を、その重要な会談が行われた昭和15～16年頃の姿に可能な限り復原して、令和6年12月の開設に向け、史跡公園として整備します。	【(仮称) 荻外荘公園の整備】 ○荻外荘は、戦前に内閣総理大臣を3度務めた近衛文麿の別邸で、組閣や日本の対外政策などの重要な会談が行われた日本政治史上重要な場所として、平成28年(2016年)3月に国の史跡として指定されました。 <u>その重要な会談が行われた昭和15(1940)～16年(1941)頃の姿に可能な限り復原して、令和6年(2024年)12月の開設に向け、史跡公園として整備します。</u>	適切な記述に修正
32	110	第3章 地域ごとの取組まとめ (2) 西荻地域)	(「■取組完了後」地図中) 上井草会議室(廃止) 保育室上井草西(廃止) (仮称)子ども・子育てプラザ善福寺 (仮称)松庵二丁目公園(整備)	(「■取組完了後」地図中) 上井草会議室(廃止) 保育室上井草西(廃止) <u>※跡地活用検討</u> <u>子ども・子育てプラザ善福寺</u> <u>松庵梅林公園(整備)</u>	わかりやすい表現となるよう修正及び施設名称を決定したことによる修正
33	111	第3章 地域ごとの取組まとめ (2) 西荻地域)	⑧ 善福寺児童館の再編整備 ((仮称) 子ども・子育てプラザ善福寺の整備等) <取組の概要> ～略～ ○機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、(仮称)子ども・子育てプラザ善福寺を整備します。	⑧ 善福寺児童館の再編整備 (子ども・子育てプラザ善福寺の整備等) <取組の概要> ～略～ ○機能移転後の善福寺児童館施設を転用して、 <u>子ども・子育てプラザ善福寺を整備します。</u>	施設名称を決定したことによる修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
34	111 ～ 113	第3章 地域ごとの取組まとめ (2) 西荻地域)	<p>㊦ 西荻北保育園の改築、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の整備等 <取組の概要> ～略～ ○上荻窪会議室は、令和4年度中に廃止します。廃止後の跡地は、現在の建物を解体し、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪を整備します。 ～略～</p> <p><取組の流れ>表中1 説明文 ～略～ ○令和4年度中に、上荻窪会議室を廃止するとともに、ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻を杉並会館内に暫定移転します。 ～略～</p> <p><関連ページ> ⇒42ページ【学童クラブの小学校内での実施】 ⇒42ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒49ページ【小学校内への学童クラブの整備】 ⇒50ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒58ページ【西荻北保育園の改築】 ～略～</p>	<p>㊦ 西荻北保育園の改築、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪の整備等 <取組の概要> ～略～ ○上荻窪会議室は、<u>令和4年(2022年)12月末</u>をもって廃止します。廃止後の跡地は、現在の建物を解体し、(仮称) コミュニティふらっと上荻窪を整備します。 ～略～</p> <p><取組の流れ>表中1 説明文 ～略～ ○<u>令和4年(2022年)12月末</u>をもって、上荻窪会議室を廃止するとともに、ゆうゆう上荻窪館及びケア24上荻を杉並会館内に暫定移転します。 ～略～</p> <p><関連ページ> ⇒42ページ【学童クラブの小学校内での実施】 ⇒42ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒50ページ【小学校内への学童クラブの整備】 ⇒<u>51</u>ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒53ページ【<u>西荻北児童館の機能移転後の跡地活用</u>】 ⇒59ページ【西荻北保育園の改築】 ～略～</p>	適切な記述に修正及び記載漏れによる追記
35	113	第3章 地域ごとの取組まとめ (2) 西荻地域)	<p>㊦ (仮称) 松庵二丁目公園の整備 <取組の概要> ○松庵二丁目用地を活用して、地域の核となる公園として、(仮称) 松庵二丁目公園を整備します。また、公園の一部に災害備蓄倉庫を整備します。</p> <p><関連ページ> ⇒102ページ【(仮称) 松庵二丁目公園の整備】</p>	<p>㊦ <u>松庵梅林公園</u>の整備 <取組の概要> ○松庵二丁目用地を活用して、地域の核となる公園として、<u>松庵梅林公園</u>を整備します。また、公園の一部に災害備蓄倉庫を整備します。</p> <p><関連ページ> ⇒<u>104</u>ページ【<u>松庵梅林公園</u>の整備】</p>	施設名称を決定したことによる修正
36	114	第3章 地域ごとの取組まとめ (3) 荻窪地域)	(「 ■ 取組開始前」地図中) —	(「 ■ 取組開始前」地図中) <u>宮前中学校</u>	宮前北学童クラブの第二学童クラブを中学校内スペースに整備することに伴う追記

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
37	114	第3章 地域ごとの取組まとめ (3) 荻窪地域)	(「■取組完了後」地図中) (仮称) 子ども・子育て プラザ宮前(整備) —	(「■取組完了後」地図中) <u>高井戸西子供園改築時の 仮園舎(整備)</u> <u>※(仮称)子ども・子育て プラザ宮前への転用を 見据える</u> <u>宮前中学校 ※宮前北第二学童クラブ (整備)</u>	適切な記述に修正 及び宮前北学童ク ラブの第二学童ク ラブを中学校内ス ペースに整備する ことに伴う追記
38	115 ・ 116	第3章 地域ごとの取組まとめ (3) 荻窪地域)	① 天沼保育園の移転改築・民営 化、(仮称)コミュニティふ らっと本天沼の整備等 <取組の概要> ～略～ ○天沼保育園移転後の跡地は、 民間事業者が保育所を整備し、 旧若杉小学校北校舎の民間保育 所が移転します。 ～略～ <取組の流れ>表中 民間保育所 ※5箇所に記載 民設保育園 ※1箇所に記載	① 天沼保育園の移転改築・民営 化、(仮称)コミュニティふ らっと本天沼の整備等 <取組の概要> ～略～ ○天沼保育園移転後の跡地は、 民間事業者が保育所を整備し、 旧若杉小学校北校舎の民設保育 所が移転します。 <u>民設保育所</u> <取組の流れ>表中 <u>民設保育所</u>	適切な記述に修正
39	118	第3章 地域ごとの取組まとめ (3) 荻窪地域)	—	⑫ <u>宮前中学校内での宮前北第二 学童クラブの実施</u> <取組の概要> ○ <u>宮前中学校の特別教室棟の一 部を活用して、宮前北第二学童 クラブを整備します。</u> <関連ページ> ⇒42ページ【 <u>中学校のスペース を活用した学童クラブの整備</u> 】 ⇒51ページ【 <u>小学校に近接する スペースを活用した学童クラブ の整備</u> 】	宮前北学童クラブ の第二学童クラブ を中学校内ス ペースに整備する ことに伴う追記
40	118	第3章 地域ごとの取組まとめ (3) 荻窪地域)	⑬ 旧宮前自転車集積所跡地を活用 した高井戸西子供園の改築と (仮称)子ども・子育てプラザ 宮前の整備 <取組の概要> ○旧宮前自転車集積所の跡地を 活用して高井戸西子供園の仮園 舎を整備します。高井戸西子供 園は、仮園舎に一時移転してい る間に現在の用地で改築しま す。	⑭ 旧宮前自転車集積所跡地を活用 した高井戸西子供園の改築と (仮称)子ども・子育てプラザ 宮前の整備 <取組の概要> ○旧宮前自転車集積所の跡地を 活用して高井戸西子供園の仮園 舎を整備します。高井戸西子供 園は、仮園舎に一時移転してい る間に現在の用地で改築しま す。 <u>なお、仮園舎の整備を開始 するまでの期間については、遊 び場として活用します。</u>	区民等の意見提出 手続による意見を 踏まえ、旧宮前自 転車集積所跡地へ の高井戸西子供園 仮園舎整備開始ま での期間の暫定的 活用策を追記

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
41	119	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	(「■取組開始前」地図中) 子ども家庭支援センター 民営保育所 —	(「■取組開始前」地図中) <u>杉並子ども家庭支援センター</u> <u>民設保育所</u> <u>成田会議室</u> <u>ケア24成田</u>	脱字による修正及び適切な記述に修正並びに記載漏れによる追記
42	119	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	(「■取組開始前」地図中) 定期利用保育施設高井戸 (高井戸地域区民センター内) 浜田山会館	(「■取組開始前」地図中) <u>(削除)</u> 浜田山会館 <u>ケア24浜田山</u>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することとしたことに伴う修正
43	119	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	(「■取組開始前」地図中) 定期利用保育施設高井戸 (高井戸地域区民センター内) 浜田山会館	(「■取組開始前」地図中) <u>(削除)</u> 浜田山会館 <u>ケア24浜田山</u>	定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正
44	119	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	(「■取組開始前」①の取組抜粋中) 民営保育所 —	(「■取組開始前」①の取組抜粋中) <u>民設保育所</u> <u>成田会議室</u>	適切な記述に修正及び記載漏れによる追記
45	120	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	(「■取組完了後」地図中) 杉並第一小学校跡地 ※活用策検討 阿佐谷地域区民センター 阿佐谷児童館 (移転改築) 旧保育室浜田山東 ※仮設園舎として活用後の活用策を検討 —	(「■取組完了後」地図中) <u>旧杉並第一小学校跡地</u> <u>※跡地活用検討</u> 阿佐谷地域区民センター 阿佐谷児童館 <u>※(仮称)子ども・子育て</u> <u>プラザ阿佐谷への転用を</u> <u>見据える</u> (移転改築) <u>高井戸東保育園改築時の</u> <u>仮設園舎(整備)</u> <u>※跡地活用検討</u> <u>文書倉庫</u> <u>ケア24成田</u>	適切な記述に修正及び該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正並びに記載漏れによる追記
46	120	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	(「■取組完了後」地図中) コミュニティふらっと浜田山 (整備) ケア24浜田山(移転) (高井戸地域区民センター内)	(「■取組完了後」地図中) コミュニティふらっと浜田山 (整備) <u>ケア24浜田山(移転先検討)</u> <u>(削除)</u>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することとしたことに伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
47	120	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域	(「■取組完了後」地図中) コミュニティふらっと浜田山 (整備) ケア24浜田山(移転) (高井戸地域区民センター内)	(「■取組完了後」地図中) コミュニティふらっと浜田山 (整備) <u>ケア24浜田山(移転先検討)</u> <u>(削除)</u>	定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正
48	122	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域	㊦ 杉並第七小学校内での放課後等居場所事業の実施 <関連ページ> ⇒42ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒50ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒95ページ【区立児童相談所の整備】	㊦ 杉並第七小学校内での放課後等居場所事業の実施 <関連ページ> ⇒42ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒51ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒53ページ【 <u>阿佐谷南児童館の機能移転後の跡地活用</u> 】 ⇒97ページ【区立児童相談所の整備】	記載漏れによる追記
49	122	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域	㊦ 成田保育園の移転改築及びコミュニティふらっと成田の整備 <取組の概要> ～略～ ○コミュニティふらっと成田には、ゆうゆう浜田山館を機能継承します。また、本コミュニティふらっとで、町会や青少年育成委員会の活動場所を確保し、成田会議室は廃止します。	㊦ 成田保育園の移転改築及びコミュニティふらっと成田の整備 <取組の概要> ～略～ ○コミュニティふらっと成田には、ゆうゆう浜田山館を機能継承します。また、本コミュニティふらっとで、町会や青少年育成委員会の活動場所を確保し、成田会議室は廃止します。 <u>なお、成田会議室廃止後の跡地は、文書倉庫として活用します。</u>	該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
50	123	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	㊦ 旧保育室浜田山東跡地を活用した高井戸東保育園の改築等 <取組の概要> ○定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。 ○ケア24浜田山は、高井戸地区民センター内(定期利用保育施設高井戸廃止後の跡地)に移転します。 ～略～ <関連ページ> ⇒58ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 ⇒58ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ⇒64ページ【コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒72ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】	㊦ 旧保育室浜田山東跡地を活用した高井戸東保育園の改築等 <取組の概要> ○ <u>浜田山会館に併設するケア24浜田山については、移転先を検討します。</u> ～略～ <関連ページ> ⇒59ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 <u>(削除)</u> ⇒66ページ【コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒74ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することとしたことに伴う修正
51	123	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	㊦ 旧保育室浜田山東跡地を活用した高井戸東保育園の改築等 <取組の概要> ○定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。 ○ケア24浜田山は、高井戸地区民センター内(定期利用保育施設高井戸廃止後の跡地)に移転します。 ～略～ <関連ページ> ⇒58ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 ⇒58ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ⇒64ページ【コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒72ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】	㊦ 旧保育室浜田山東跡地を活用した高井戸東保育園の改築等 <取組の概要> ○ <u>浜田山会館に併設するケア24浜田山については、移転先を検討します。</u> ～略～ <関連ページ> ⇒59ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 <u>(削除)</u> ⇒66ページ【コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒74ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】	定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高年齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正
52	123	第3章 地域ごとの取組まとめ (4) 阿佐谷地域)	㊧ 大宮保育園の移転改築及び民営化 <関連ページ> ～略～ ⇒96ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】	㊧ 大宮保育園の移転改築及び民営化 <関連ページ> ～略～ ⇒98ページ【済美養護学校中学部の移転に伴うセンター機能の移転等】	適切な記述に修正
53	124	第3章 地域ごとの取組まとめ (5) 高円寺地域)	(「■取組開始前」地図中) 保育室高円寺第二	(「■取組開始前」地図中) 保育室高円寺第二 <u>高円寺駅前図書サービスコーナー</u>	記載漏れによる追記

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
54	124	第3章 地域ごとの取組まとめ (5) 高円寺地域)	(「■取組完了後」地図中) 保育室高円寺第二(廃止) ※跡地活用検討 —	(「■取組完了後」地図中) <u>会議、展示等を行う多目的な事業用スペース</u> <u>高円寺駅前図書サービスコーナー</u> <u>旧堀ノ内東保育園跡地</u> ※跡地活用検討	該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正及び記載漏れによる追記
55	125	第3章 地域ごとの取組まとめ (5) 高円寺地域)	㊸ 保育室高円寺第二の廃止 <取組の概要> ～略～ ○跡地については、今後、有効活用策を検討します。	㊸ 保育室高円寺第二の廃止 <取組の概要> ～略～ ○跡地については、 <u>会議、展示等を行う多目的な事業用スペースとして活用するほか、一部のスペースを併設する高円寺図書サービスコーナーの図書資料保管場所として活用します。</u>	該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正
56	128	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	(「■取組開始前」地図中) 浜田山会館	(「■取組開始前」地図中) 浜田山会館 <u>ケア24浜田山</u> ※㊸以下の取組については、㊸→㊹の要領で記号を一つずつずらす。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することに伴う修正
57	128	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	(「■取組開始前」地図中) 浜田山会館	(「■取組開始前」地図中) 浜田山会館 <u>ケア24浜田山</u> ※㊸以下の取組については、㊸→㊹の要領で記号を一つずつずらす。	定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正
58	128	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	(「■取組完了後」地図中) (仮称) 子ども・子育てプラザ宮前(整備)	(「■取組完了後」地図中) <u>高井戸西子供園改築時の仮園舎(整備)</u> ※(仮称) 子ども・子育てプラザ宮前への転用を見据える <u>高井戸東保育園改築時の仮設園舎(整備)</u> ※跡地活用検討	適切な記述に修正及び記載漏れによる追記
59	128	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	(「■取組完了後」地図中) ケア24浜田山(移転) ※高井戸地域区民センター内域) (仮称) コミュニティふらっと浜田山	(「■取組完了後」地図中) <u>高齢者活動支援センター機能回復訓練室</u> (仮称) コミュニティふらっと浜田山 <u>ケア24浜田山(移転先検討)</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することに伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
60	128	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	(「■取組完了後」地図中) ケア24浜田山(移転) ※高井戸地域区民センター内 (仮称) コミュニティふらつと浜田山	(「■取組完了後」地図中) <u>高齢者活動支援センター機能回復訓練室</u> (仮称) コミュニティふらつと浜田山 <u>ケア24浜田山(移転先検討)</u>	定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正
61	129	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	㊸ 久我山東保育園の移転改築と跡地等を活用した公園の整備 <取組の概要> ～略～ ○久我山東保育園併設の定期利用保育施設久我山東は、令和5年1月末をもって廃止します。 ～略～ <関連ページ> ⇒56ページ【久我山東保育園の移転改築】 ⇒102ページ【久我山東保育園移転後の跡地及び富士見丘北公園等による一体的な公園整備】	㊸ 久我山東保育園の移転改築と跡地等を活用した公園の整備 <取組の概要> ～略～ ○久我山東保育園併設の定期利用保育施設久我山東は、 <u>令和5年(2023年)2月の保育園移転に合わせて廃止します。</u> ～略～ <関連ページ> ⇒57ページ【久我山東保育園の移転改築】 ⇒60ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ⇒104ページ【久我山東保育園移転後の跡地及び富士見丘北公園等による一体的な公園整備】	適切な記述に修正及び記載漏れによる追記
62	129	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	㊹ 高井戸西子供園の改築 <取組の概要> ○旧宮前自転車集積所の跡地を活用して高井戸西子供園の仮園舎を整備します。高井戸西子供園は、仮園舎に一時移転している間に現在の用地で改築します。 ○子供園の仮園舎は、仮園舎としての活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前に転用することを見据えます。	㊹ 高井戸西子供園の改築 <取組の概要> ○旧宮前自転車集積所の跡地を活用して高井戸西子供園の仮園舎を整備します。高井戸西子供園は、仮園舎に一時移転している間に現在の用地で改築します。 ○子供園の仮園舎は、仮園舎としての活用が終了後、(仮称)子ども・子育てプラザ宮前に転用することを見据えます。 ○ <u>高井戸西子供園の仮園舎の整備を開始するまでの期間については、当該集積所跡地を遊び場として活用します。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、旧宮前自転車集積所跡地への高井戸西子供園仮園舎整備開始までの期間の暫定的活用策を追記

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
63	130 ・ 131	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	<p>㊦ 高井戸東保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと浜田山の整備 <取組の概要> ○定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。 ○ケア24浜田山は、高井戸地域区民センター内(定期利用保育施設高井戸廃止後の跡地)に移転します。 ○浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。 ~略~</p> <p><取組の流れ>表中2 説明文 ○ケア24浜田山は、定期利用保育施設高井戸の跡地に、令和5年度末に移転します。 ○浜田山会館は、ケア24跡地部分も含めて改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。</p> <p><関連ページ> ⇒58ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 ⇒58ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ⇒64ページ【(仮称)コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒72ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】</p>	<p>㊦ 定期利用保育施設高井戸の廃止 <取組の概要> ○定期利用保育施設高井戸は、<u>令和3年度(2021年度)末をもって廃止します。</u> <u>○跡地については、高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用します。</u></p> <p><関連ページ> ⇒60ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止></p> <p>㊧ 高井戸東保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと浜田山の整備 <取組の概要> ○浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。 <u>※浜田山会館に併設するケア24浜田山については、移転先を検討します。</u> ~略~</p> <p>※㊧以下の取組については、㊦→㊧の要領で記号を一つずつずらす。</p> <p><取組の流れ>表中2 説明文 ○<u>浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。</u> <u>※ケア24浜田山は、浜田山会館の改修に合わせて移転先を検討します。</u></p> <p><関連ページ> ⇒59ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 <u>(削除)</u> ⇒66ページ【(仮称)コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒74ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】</p> <p>※地図中、以下のとおり修正 ・項目1全体を削除(以下の番号を繰り上げ)。 ・定期利用保育施設高井戸に関する記述をすべて削除。 ・項目2の中の、「ケア24移転」の表示を削除し、「ケア24は移転先を検討」の表示を追加。また、「コミュニティふらっとに改修」の表示を「浜田山会館はコミュニティふらっとに改修」に修正</p>	区民等の意見提出 手続による意見を踏まえ、ケア24浜田山の移転先を改めて検討することとしたことに伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
64	130 ・ 131	第3章 地域ごとの取組まとめ (6) 高井戸地域)	<p>㊦ 高井戸東保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと浜田山の整備 <取組の概要> ○定期利用保育施設高井戸は、令和3年度末をもって廃止します。 ○ケア24浜田山は、高井戸地域区民センター内(定期利用保育施設高井戸廃止後の跡地)に移転します。 ○浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。 ~略~</p> <p><取組の流れ>表中2説明文 ○ケア24浜田山は、定期利用保育施設高井戸の跡地に、令和5年度末に移転します。 ○浜田山会館は、ケア24跡地部分も含めて改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。</p> <p><関連ページ> ⇒58ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 ⇒58ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止> ⇒64ページ【(仮称)コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒72ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】</p>	<p>㊦ 定期利用保育施設高井戸の廃止 <取組の概要> ○定期利用保育施設高井戸は、<u>令和3年度(2021年度)末をもって廃止します。</u> <u>○跡地については、高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用します。</u></p> <p><関連ページ> ⇒60ページ<区保育室及び定期利用保育事業の廃止></p> <p>㊧ 高井戸東保育園の改築と(仮称)コミュニティふらっと浜田山の整備 <取組の概要> ○浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。 <u>※浜田山会館に併設するケア24浜田山については、移転先を検討します。</u> ~略~</p> <p>※㊧以下の取組については、㊦→㊧の要領で記号を一つずつずらす。</p> <p><取組の流れ>表中2説明文 ○<u>浜田山会館を改修し、(仮称)コミュニティふらっと浜田山に転用します。</u> <u>※ケア24浜田山は、浜田山会館の改修に合わせて移転先を検討します。</u></p> <p><関連ページ> ⇒59ページ【旧保育室浜田山東の跡地を活用した高井戸東保育園の改築】 <u>(削除)</u></p> <p>⇒66ページ【(仮称)コミュニティふらっと浜田山の再編整備】 ⇒74ページ【ゆうゆう高井戸東館の機能継承】</p> <p>※地図中、以下のとおり修正 ・項目1全体を削除(以下の番号を繰り上げ)。 ・定期利用保育施設高井戸に関する記述をすべて削除。 ・項目2の中の、「ケア24移転」の表示を削除し、「ケア24は移転先を検討」の表示を追加。また、「コミュニティふらっとに改修」の表示を「浜田山会館はコミュニティふらっとに改修」に修正</p>	定期利用保育施設高井戸の廃止後の跡地を高齢者活動支援センターの機能回復訓練室として活用することに伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
65	132	第3章 地域ごとの取組まとめ ((6) 高井戸地域)	㊦ 富士見丘小学校及び富士見丘中学校の一体的な整備、(仮称) コミュニティふらっと高井戸西の整備 <関連ページ> ～略～ ⇒50ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒65ページ【(仮称) コミュニティふらっと高井戸西の再編整備】 ⇒73ページ【ゆうゆう高井戸西館の機能継承】	① 富士見丘小学校及び富士見丘中学校の一体的な整備、(仮称) コミュニティふらっと高井戸西の整備 <関連ページ> ～略～ ⇒ <u>51</u> ページ【小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施】 ⇒ <u>53</u> ページ【 <u>高井戸西児童館の機能移転後の跡地活用</u> 】 ⇒ <u>67</u> ページ【(仮称) コミュニティふらっと高井戸西の再編整備】 ⇒ <u>75</u> ページ【ゆうゆう高井戸西館の機能継承】	記載漏れによる追記
66	135	第3章 地域ごとの取組まとめ ((7) 方南和泉地域)	(「 ■ 取組開始前」地図中) —	(「 ■ 取組開始前」地図中) <u>旧保育室和泉北</u>	記載漏れによる追記
67	135	第3章 地域ごとの取組まとめ ((7) 方南和泉地域)	(「 ■ 取組完了後」地図中) 保育室堀ノ内(廃止) ※跡地活用検討 済美養護学校(中等部) —	(「 ■ 取組完了後」地図中) <u>(仮称) 荻外荘公園整備期間中の文化財保管場所</u> 済美養護学校(中学部) <u>民設保育所</u>	該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正及び適切な記述に修正並びに記載漏れによる追記
68	136	第3章 地域ごとの取組まとめ ((7) 方南和泉地域)	㊦ 大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化 <関連ページ> ～略～ ⇒96ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】	㊦ 大宮保育園及び永福北保育園の永福三丁目複合施設を活用した移転改築及び民営化 <関連ページ> ～略～ ⇒ <u>98</u> ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】	適切な記述に修正
69	136	第3章 地域ごとの取組まとめ ((7) 方南和泉地域)	㊦ 保育室堀ノ内の廃止 <取組の概要> ～略～ ○跡地については、今後、有効活用策を検討します。	㊦ 保育室堀ノ内の廃止 <取組の概要> ～略～ ○跡地については、 <u>(仮称) 荻外荘公園の整備期間中の文化財の保管場所として活用します。</u>	該当施設の跡地活用策の決定に伴う記述の修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
70	136	第3章 地域ごとの取組まとめ (7) 方南和泉地域)	<p>◎ 済美養護学校中等部の移転に伴う済美教育センター機能の移転等 <取組の概要> ～略～ ○済美養護学校中等部を済美教育センター内に移転します。 ○済美教育センターは、済美養護学校中等部の受け入れのため、増築・改修します。また、これに合わせて、教育相談担当は永福北保育園移転後の跡地に移転します。</p> <p><関連ページ> ⇒41ページ【済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転】 ～略～ ⇒96ページ【済美養護学校中等部の移転に伴うセンター機能の移転等】</p>	<p>◎ 済美養護学校<u>中学部</u>の移転に伴う済美教育センター機能の移転等 <取組の概要> ～略～ ○済美養護学校<u>中学部</u>を済美教育センター内に移転します。 ○済美教育センターは、済美養護学校<u>中学部</u>の受け入れのため、増築・改修します。また、これに合わせて、教育相談担当は永福北保育園移転後の跡地に移転します。</p> <p><関連ページ> ⇒41ページ【済美養護学校<u>中学部</u>の済美教育センターへの移転】 ～略～ ⇒98ページ【済美養護学校<u>中学部</u>の移転に伴うセンター機能の移転等】</p>	適切な記述に修正
71	137	第3章 地域ごとの取組まとめ (7) 方南和泉地域)	—	<p>① 旧保育室和泉北跡地への<u>保育所整備</u> <取組の概要> ○旧保育室和泉北の跡地は、民間事業者が<u>保育所</u>を整備します。 <関連ページ> ⇒57ページ【旧保育室和泉北跡地への<u>保育所整備</u>】</p> <p>※①以下の取組については、①→⑥の要領で記号を一つずつずらす。</p>	記載漏れによる追記
72	142	資料編 2 第1次実施プランにおける財政効果額	<p>(「2 施設を他用途に転用することによる効果額」表中) ・済美養護学校中等部の移転</p> <p>(「2 施設を他用途に転用することによる効果額」表中) ・保育園跡地等への民間保育所整備 (成田、大宮、天沼)</p> <p>3 民間等からの借上施設等の廃止による効果額 ●施設等の廃止に伴い不要又は減額となる賃料等の額 (※1)</p>	<p>(「2 施設を他用途に転用することによる効果額」表中) ・済美養護学校<u>中学部</u>の移転</p> <p>(「2 施設を他用途に転用することによる効果額」表中) ・保育園跡地等への<u>民設保育所</u>整備 (成田、大宮、天沼)</p> <p>3 民間等からの借上施設等の廃止による効果額 ●<u>借上施設</u>の廃止等に伴い不要又は減額となる賃料等の額 (※1)</p>	適切な記述に修正